

## 6 結核発生時の対応

### 接触者健診の実施

- 周囲に感染させるおそれのある結核患者が発生した場合、保健所は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に基づき、患者と接触し感染のおそれがある者に対して接触者健診を実施します。
- 保健所は患者の状態や接触状況等を考慮し、適切な時期に健診を実施します。

### 説明会の開催

- 接触者健診の実施にあたっては、保育施設・幼稚園は保健所と連携して、保護者等への説明会を開催します。

### 接触者健診で行われる検査

#### ○ツベルクリン反応検査

ツベルクリン液を注射し、48時間後の発赤の大きさを測ることにより、結核の感染の有無を調べる検査です。原則として6歳未満の未就学児に行います。

#### ○IGRA検査

採血をし、その血液から結核の感染の有無を調べる検査です。原則として、6歳以上の方に行います。

#### ○胸部エックス線検査

ツベルクリン反応検査又はIGRA検査の結果、「感染」が疑われる場合、胸部エックス線検査で「発病」の有無を確認します。

胸部エックス線検査の結果、「発病」が疑われる場合、保健所が結核診療を行う医療機関を紹介します。

胸部エックス線検査の結果、発病していないと判断された場合、潜在性結核感染症\*の治療を行うことが基本です。保健所が潜在性結核感染症の治療を行う医療機関を紹介します。

#### ※潜在性結核感染症：

結核に感染しているが発病していないものを潜在性結核感染症という。潜在性結核感染症患者から周囲に感染するおそれはない。

服薬治療を行うことで発病のリスクを抑えることができるため、原則としてイソニアジド（INH）という薬を最低6か月間服薬する。

### 職員に対する支援

- 結核治療においては確実な服薬が重要ですが、長期間服薬を継続することは大変なことです。保健所と連携して、患者の服薬治療を支援してください。
- 患者が入院治療を終え、職場に戻ってきた時は、周りに感染させる心配はありません。職員一人ひとりが結核についての正しい知識を持ち、患者が安心して治療できるよう支えましょう。

## 結核患者発生時の対応(例)

	保 健 所	保育施設・幼稚園
調査・説明会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 園に対する調査の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>調査内容 接触者の把握、患者の症状、職場の環境、園児の BCG 歴、職員の健診実施状況、有症状者の有無、園の対応窓口 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健所が行う調査への協力</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 結核対策検討会の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>出席者 保健所、園、必要に応じて園医、区市町村保育所管課、医療機関、結核の専門家 等</li> <li>内 容 調査結果を情報共有し、今後の対応方針について検討</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員への説明</li> <li>● 結核対策検討会への出席</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者説明会の準備           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 説明会開催に向けて、園を支援</li> </ul> </li> <li>● 保護者説明会への出席           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 結核の知識、接触者健診の実施方針を説明</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者説明会の準備           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会場、対応職員の確保</li> <li>● 参加者名簿の作成</li> <li>● 開催通知の作成・配布 等</li> </ul> </li> <li>● 保護者説明会の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経緯、健診後の対応等の説明、園に対する質問への対応 等</li> </ul> </li> </ul>
接触者健診の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 接触者健診の実施</li> <li>● 接触者健診実施結果の評価           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要に応じて接触者健診の拡大も検討</li> </ul> </li> </ul>	
健診実施後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 接触者健診結果(個別)の受診者本人への説明</li> <li>● 接触者健診結果(全体)の園への説明</li> <li>● 必要に応じて、職員・園児に対する服薬支援の依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健診結果の把握、職員・保護者への説明</li> <li>● 保健所の依頼により服薬支援を実施</li> </ul>

## 7 Q&A

### Q1 結核とはどのような病気ですか。

**A1** 結核菌という細菌が体の中に入ることによって起こる病気です。都では毎年3千人近くが新たに結核と診断されており、そのうち約3分の1が20代から40代の若い世代です。

### Q2 結核はどのように感染するのですか。

**A2** 排菌（※）している結核患者の咳やくしゃみとともに、結核菌が飛び散ります。空気の流れに乗って拡がり、同じ空間にいる人が吸い込むことで感染します。

※排菌：結核の症状が進行し、患者が結核菌を外に出し、他の人に感染させるようになること  
結核を発病しても排菌していなければ、周囲に感染するおそれはありません。

### Q3 結核の「感染」と「発病」はどのように違うのですか。

**A3** 感染とは、結核菌が体内に入っているものの何の症状も示していない状態です。発病とは、結核菌が体内で増殖し、身体に何らかの異常や症状を引き起こしている状態です。病状が進行すると咳やたんの中に菌が大量に排泄され（排菌）、周囲に感染させるおそれがあります。

### Q4 結核の治療はどのようなものですか。

**A4** 結核を発病し周囲への感染のおそれがある場合、入院治療を行います。結核を発病しているが周囲への感染のおそれがない場合、通院治療を行います。結核の標準治療では、4種類又は3種類の薬剤を最低でも6か月以上服用します。

### Q5 服薬を中断するとどうなりますか。

**A5** 服薬が不規則であったり中断すると、症状が悪化したり、薬剤耐性菌（薬が効かない菌）をつくってしまいます。結核の治療では、決められた期間確実に服薬することが重要です。結核は適切に服薬治療を行えば治る病気です。

### Q6 結核を発病するとどのような症状が出ますか。

**A6** 咳、たん、発熱（微熱）、食欲不振、体重減少、寝汗、強いだるさなどの症状が出ます。風邪の症状に似ているため発見が遅れることがあります。



**Q7** 結核が疑われる症状(長引く咳、たん、発熱等)が出た場合、どのように対応すればよいですか。

**A7** マスクをするなど咳エチケットを守りましょう。  
すみやかに医療機関を受診し、胸部エックス線検査の実施を相談しましょう。  
また、周囲の人に結核が疑われる症状が出た場合にも、咳エチケットを守らせ、受診を促しましょう。

**Q8** 結核患者がいた部屋や触れたものは消毒が必要ですか。

**A8** 必要ありません。

**Q9** 職員が結核になった場合、保健所ではどのような対応をするのですか。  
また、園では何をすればよいですか。

**A9** 保健所は結核を発病している人や感染している人を早期に発見するため、職員の同僚や園児、保護者等を対象に接触者健診を実施します。  
接触者健診の実施に向けて、保育施設・幼稚園は保健所が行う調査(接触者の状況、患者の症状、職場環境等)に協力してください。  
また、保健所と連携して、保護者等への説明会を開催します。

**Q10** 潜在性結核感染症と診断された職員を勤務させて大丈夫ですか。

**A10** 潜在性結核感染症は結核に感染しているが発病しておらず、周囲に感染させるおそれはありません。発病予防のための服薬治療を行いながら、通常どおり勤務して構いません。

**Q11** 職場に戻ってきた職員にどのように対応したらよいですか。

**A11** 保健所と連携して、患者の服薬治療を支援してください。  
患者が入院治療を終え、職場に戻ってきた時は、周りに感染させる心配はありませんが、引き続き服薬治療が必要です。職員一人ひとりが結核についての正しい知識を持ち、患者が安心して治療できるよう支えましょう。

**Q12** 非常勤やパートの職員も、健康診断が必要でしょうか。

**A12** 定期健康診断の未受診等が結核の集団感染を招きます。  
園児の健康を守るため、健診実施義務がない職員についても、胸部エックス線検査の受診状況を確認しましょう。

## 8 保育施設・幼稚園における結核対策チェックリスト

1 園児の健康管理と早期発見	チェック欄
園児が接種した予防接種について確認を行っている。	
園児の健康診断の結果を記録している。	
園児の毎日の健康観察を実施している。	
園全体の体調不良者・欠席者等の情報(人数や欠席理由等)が1日1回集約されている。	
園児の体調が悪い場合には、保護者に受診を促している。	

2 職員の健康管理と早期発見	チェック欄
胸部エックス線検査を含む定期健康診断を、毎年全員が受診している。	
要精密者の精密検査受診を促し、結果を把握している。	
職員の体調が悪い場合には受診を促している。	
咳、くしゃみなどの症状がある場合には咳エチケットを守らせている。	
非常勤職員等の胸部エックス線検査の受診状況を確認している。	



## 連絡先

結核に関して心配なことがあれば、

最寄の  
保健所

又は

**東京都福祉保健局**

健康安全部感染症対策課結核係  
Tel.03-5320-4483

までお問い合わせください。

また、結核について更に詳しく知りたい方は東京都のホームページを御覧ください。



## 23区、政令市保健所

区 市	保健所名	電話番号	郵便番号	住 所
千代田	千代田	03-5211-8173	102-0073	千代田区九段北1-2-14
中央	中央区	03-3541-5930	104-0044	中央区明石町12-1
港	みなと	03-6400-0081	108-8315	港区三田1-4-10
新宿	新宿区	03-5273-3859	160-0022	新宿区新宿5-18-21
文京	文京	03-5803-1834	112-8555	文京区春日1-16-21
台東	台東	03-3847-9476	110-0015	台東区東上野4-22-8
墨田	墨田区	03-5608-6191	130-8640	墨田区吾妻橋1-23-20
江東	江東区	03-3647-5879	135-0016	江東区東陽2-1-1
品川	品川区	03-5742-9153	140-8715	品川区広町2-1-36
目黒	目黒区	03-5722-9896	153-8573	目黒区上目黒2-19-15
大田	大田区	03-5744-1263	144-8621	大田区蒲田5-13-14
世田谷	世田谷	03-5432-2441	154-8504	世田谷区世田谷4-22-35
渋谷	渋谷区	03-3463-2416	150-8010	渋谷区宇田川町1-1
中野	中野区	03-3382-6577	164-0001	中野区中野2-17-4
杉並	杉並	03-3391-1025	167-0051	杉並区荻窪5-20-1
豊島	池袋	03-3987-4182	170-0013	豊島区東池袋1-20-9
北	北 区	03-3919-3102	114-0001	北区東十条2-7-3
荒川	荒川区	03-3802-4243	116-8502	荒川区荒川2-11-1
板橋	板橋区	03-3579-2321	173-0014	板橋区大山東町32-15
練馬	練馬区	03-5984-2484	176-8501	練馬区豊玉北6-12-1
足立	足立	03-3880-5892	120-8510	足立区中央本町1-17-1
葛飾	葛飾区	03-3602-1274	124-0062	葛飾区青戸4-15-14
江戸川	江戸川	03-5661-2475	132-8507	江戸川区中央4-24-19
八王子	八王子市	042-645-5111	192-0083	八王子市旭町13-18
町田	町田市	042-722-7636	194-0021	町田市巾着町2-13-3

## 都保健所

保健所名	管轄地域	電話番号	郵便番号	住 所
西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	0428-22-6141	198-0042	青梅市東青梅5-19-6
南多摩	日野市、多摩市、稲城市	042-371-7661	206-0025	多摩市永山2-1-5
多摩立川	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	042-524-5171	190-0023	立川市柴崎町2-21-19
多摩府中	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	042-362-2334	183-0045	府中市美好町2-51-1
多摩小平	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	042-450-3111	187-0002	小平市花小金井1-31-24
島しょ 大島出張所	大島町、利島村	04992-2-1436	100-0101	大島町元町字馬の背275-4
島しょ 大島出張所 新島支所	新島村	04992-5-1600	100-0402	新島村本村6-4-24
島しょ 大島出張所 神津島支所	神津島村	04992-8-0880	100-0601	神津島村1088
島しょ 三宅出張所	三宅村、御蔵島村	04994-2-0181	100-1102	三宅村伊豆1004
島しょ 八丈出張所	八丈町、青ヶ島村	04996-2-1291	100-1511	八丈町三根1950-2
島しょ 小笠原出張所	小笠原村	04998-2-2951	100-2101	小笠原村父島字清瀬

平成 26 年 3 月発行 登録番号 (25) 288 号

発行：東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課

新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 電話番号 03 (5320) 4483

印刷：株式会社キタジマ

